

私立幼稚園等2歳児子育て支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 私立幼稚園又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）が、未就園の2歳児を対象とした子育て支援事業を行い、併せて、当該事業を利用する障害児の保護者の負担軽減を目的として、利用料の減免措置を実施した場合における当該私立幼稚園等に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校法人又は学校法人以外の者（国又は地方公共団体を除く。）が市内に設置する幼稚園で県知事の認可を受けたものをいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で、学校法人が市内に設置するものをいう。
- (3) 子育て支援事業 私立幼稚園等が自主的に行う未就園児を対象とした親子教室等の事業のことをいう。

(対象障害児)

第3条 補助対象となる障害児は、2歳児対象の子育て支援事業を利用する障害児のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている児童
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の対象となる障害児又は障害児福祉手当の受給資格者（所得制限のために当該扶養手当の支給が停止されている障害児を含む。）
- (4) 重度障害者等福祉手当条例（昭和44年横須賀市条例第9号）に規定する重度障害者等福祉手当の支給を受けている児童
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医学上の診断又は心理学上の判定により障害を有すると認められた児童

2 前項の規定にかかわらず、当該障害児が次の各号のいずれかに該当する場

合は、補助の対象としない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する支給認定子ども

(2) 法30条第4項の規定による子育てのための施設等利用給付の支給認定子ども

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象となる障害児（以下「補助対象障害児」という。）の保護者から徴収する利用料の減免措置を行う私立幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

（補助金）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、設置者が保護者に対して行った利用料の減免額の合計額とする。ただし、補助対象障害児1人につき1月当たり5,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号の規定するその他参考となる書類は、利用料の減免額を明らかにする書類とする。

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象障害児の利用状況等がわかる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（関係書類の保存期間）

第8条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他の事項）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長こども育成部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。